

## インドネシア向け外国送金のインボイス番号等記載の必須化について

平素は、浜松いわた信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、インドネシア中央銀行の規制により、輸入・仲介貿易をはじめとした同国への商品代金の支払については、同国中央銀行が指定する「目的コード：1011」、並びにインボイス番号・金額の記載が必須となりました。

つきましては、インドネシア向け「輸入または仲介貿易」の外国送金に関し、外国送金依頼書兼告知書の「お受取人宛連絡事項」欄に、以下の形式でご記入いただきますようお願い致します。

なお、送金目的が「貿易外」の場合は、ご記入は不要です。

お客さまにはお手数をおかけ致しますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### <記入形式>

	インボイス		記入例
	番号	金額	
考え方	xxx	△△△△	1011//xxx (△△△△)
(例1) インボイスが一枚の場合	123456	USD 30,000.30-	1011//123456 (30000.30)
(例2) インボイスが複数の場合	123456 888999 445566	IDR 5,000,000.00 IDR 1,000,000.00 IDR 8,000,000.00	1011//123456(5000000.00)8889 99(1000000.00)445566(800000 0.00)

#### <記入上の注意事項>

- ・ 「1011//」を必ず先頭に記入して下さい。通貨記号（USD、IDR 等）の記載は不要です。
- ・ 「お受取人宛連絡事項」欄に入り切らない場合は、別紙へ記載いただき、外国送金依頼書同欄には「AS PER ATTACHED SHEET」と記入して下さい。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

法人営業部 国際業務課

TEL : 053-454-6139

受付時間：平日 9:00～17:00